# 日本図書館情報学会会報

No. 156

2015年2月

日本図書館情報学会事務局 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1 明治大学 司書課程・司書教諭課程室内 (事務局業務に関する問合せ先)

〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22 大学生協学会支援センター内 日本図書館情報学会

E-mail:office@jslis.jp 学会ホームページ:http://www.jslis.jp/ゆうちょ銀行 口座番号=00160-5-0045759 口座名義=日本図書館情報学会ゆうちょ銀行019店 口座番号=当座0045759 口座名義=日本図書館情報学会

### 2015年度春季研究集会の研究発表申込について

会員各位

日本図書館情報学会会長 小田 光宏

2015 年度の春季研究集会を下記の要領で開催します。研究発表申込の受付を開始しますので、〈発表募集要領〉および〈研究大会・春季研究集会における発表のルールについて〉をよくお読みのうえ、ふるってご応募ください。春季研究集会の円滑な運営のため、募集要領、発表ルールの遵守を重ねてお願いいたします。

春季研究集会関係の情報は、学会のホームページでも随時、提供します。 会員多数のご参加をお待ちしております。

記

主 催:日本図書館情報学会

日 時:2015年5月30日(土)10:00~18:00(予定)

※当日は、ノートルダム学院小学校図書館の見学を予定しています。(希望者のみ)

場 所:京都ノートルダム女子大学

http://www.notredame.ac.jp/accessmap.htmll

住所〒606-0847 京都府京都市左京区下鴨南野々神町1

#### アクセス:

- 1. JR「京都駅」から(地下鉄乗車時間 16 分)地下鉄鳥丸線「国際会館」行き乗車
  - →「北山駅」下車, 1番出口から東へ徒歩7分

(阪急・近鉄ご利用の方も,地下鉄にお乗り換えの上,北山駅で下車してください。)

2. 京阪「出町柳駅」から(市バス乗車時間約10分)

市バス 4 号系統「上賀茂神社」行きに乗り換え(市バス「出町柳駅前」)

→「野々神町」下車すぐ、もしくは「北園町」下車北へ徒歩5分

参加費: 正会員 1,000 円, 学生会員 無料, 非会員 3,000 円 (予定)

宿泊:5月の京都はホテル等が混む可能性があります。早めの予約をお勧めします。

#### 〈発表募集要領〉

応募資格:日本図書館情報学会の正会員および学生会員(共同発表の場合,筆頭発表者が正会員または 学生会員であること)

研究発表の申込は、申込時点で正会員・学生会員である者に限ります。すなわち入会が承認されていない場合は、研究発表の申込はできません。未入会の方は、発表申込締切前の入会申込締切日となる3月20日までに入会申込を行い、入会の承認通知が届いた後に、発表の申込をしてください。

発表時間:1件30分(発表時間20分,質疑応答10分)

発表言語:日本語もしくは英語であること。どちらの言語の場合も、申込、要綱、発表、記録まで同一言語とすることを条件とします。英語での発表も受け付けますが、多くの聴衆が日本語での発表を期待している現状に鑑み、基本的には日本語での発表が望ましいと考えます。

申込方法:学会ウェブサイトから研究申請フォームにアクセスの上、お申し込みください。なお、受理された申込書は ウェブサイトで公開する予定です。あらかじめご承知おきください。

申込締切:2015 年 4 月 6 日 (月) 24 時必着

申し込み直後に申込みを受け付けた旨のメールを差し上げます(受理の連絡はまた別途行います)。 申し込んだにもかかわらずメールがない場合、トラブルの可能性がありますので、研究委員会 (kenkyu@jslis.jp) までにご連絡ください。

- 発表要旨の提出:発表することが決まった場合には、A4 判で 4 枚の発表要綱を作成し、2015 年 4 月 30 日 (木)までに原稿を研究委員会ウェブサイトに送っていただきます。なお、要綱提出の締切日は前後することがありますのでご了解ください。要綱の作成方法などに関しては、発表申込受理者にご連絡いたします。
- 発表のための機材: パソコンによるディスプレイ (PowerPoint) 装置が使用可能です。その他の機材 をご要望の場合には、研究委員長の吉田までお問い合わせください。
- 優秀発表賞: 研究委員会における審査において,研究内容・発表技法という観点から優れた発表を行ったと判断された登壇発表者を対象として優秀発表賞を授与いたします。優秀発表賞については,学会ウェブサイト並びに学会誌に掲載される研究大会・春季研究集会概要において公表いたします。
  - 〈日本図書館情報学会研究委員会 春季研究集会担当/研究委員長〉

E-mail: yyoshida@slis.tsukuba.ac.jp

〈研究大会・春季研究集会における発表のルールについて〉

研究大会および春季研究集会は次のようなルールの下に統一的に運用されています。発表希望者は ルールをご確認のうえ、発表申込をしてください。

- (1) 個人会員(正会員・学生会員)は研究大会および春季研究集会において同様に発表の権利をもつ。
- (2) 研究発表は他で公表していないオリジナルなものに限るものとする。

- (3) 個人会員が一度の研究大会あるいは春季研究集会において個人発表および共同発表の筆頭発表者となることは、合わせて 1 回を原則とする。
- (4) 共同研究の筆頭発表者は個人会員でなければならない。
- (5) 発表要綱の原稿は、発表内容を論文の形式で記述するものとする。
- (6) 発表申請受理後のプログラム(発表タイトル,発表者,発表内容,発表スケジュール)の変更は原則として認めない。
- (7) 発表申込,要綱作成,発表,発表後の抄録提出は同一言語で行うこととする。その際の言語は,日本語もしくは英語で行うものとする。

#### 【発表者への諸注意】

- ・発表会場へは遅くとも、セッションの始まる10分前には到着するようにしてください。
- ・会場の備え付けの発表用PCに発表用ファイルをコピーしてください。
- ・セッションを円滑に進行するため、発表者は会場前方に着席してください。
- ・本学会発表では、原則として会場に備え付けの PC での発表としています。持ち込み PC の利用が必要となる場合は、発表申込申請システムの備考欄に< PC のつなぎかえの希望>について、必ず明記して下さい。事前申請を行わなかった場合、他の発表者の不利益になる可能性があるため、持ち込みPC のつなぎかえはできません。

### 2015年度研究助成の公募

研究委員会

本学会では、図書館情報学振興のために、会員が自発的に計画した研究調査の遂行ならびにその結果の取りまとめに要する経費の一部を助成する事業を実施しています。今年度は、①『日本図書館情報学会誌』に原著論文として投稿を予定し研究を行っている者、②図書館情報学分野での科研費の申請を予定し研究を行っている者、③博士論文執筆のための研究に取り組んでいる者を主たる対象として次の要領で募集を行います。研究歴が浅い研究者、外部資金を得にくい条件にある研究者を優先的に支援します。またこれから研究が本格化する萌芽的研究も本助成の対象とします。ふるってご応募ください。

記

#### 1. 助成額

30 万円を 1 件の申請額の上限とする。ただし助成に関する予算総額 100 万円の範囲で,助成額を調整することがある。一定の選考条件を満たした 4 件程度に交付予定。なお審査の結果,申請額が減額されることがある。

#### 2. 応募条件

- a. 本学会の個人会員が、個人もしくはグループで行う研究であること。ただし、グループ研究の場合、研究代表者が個人会員であれば、研究分担者が会員である必要はない。共同研究の人数は 3 人程度とする。
- b. 応募は研究代表者が申込時点で正会員・学生会員である者に限る。すなわち入会が承認されていない

場合は、研究助成の応募はできない。未入会者は、応募申込締切前の入会申込締切日となる 4 月 20 日までに入会申込を行い、入会の承認通知が届いた後に、発表の申込をすること。

- c. 2016 年 3 月 31 日までに研究を終了させていること。
- d. 2016 年 3 月 31 日までに所定の書式によって「研究成果報告書」および「会計報告書」を提出する こと。
- e. 以下のいずれかの要件を満たすこと
- ・研究終了後2年以内(2018年3月31日まで)に『日本図書館情報学会誌』に研究代表者が単独あるいは筆頭著者となる原著論文として投稿すること。
- ・研究終了の翌年度(2016年度)内に研究代表者が代表者として科研費に応募し、その申請書を提出すること。
- ・研究終了後3年以内(2019年3月31日まで)に研究代表者が博士論文を提出すること。
- f. すでに本助成に申し込んだことがある場合,以前の助成の要件が満たされている場合のみ,本年度の申請を認める。

#### 3. 選考および選考後の報告義務

「研究費助成申込書」に基づいて研究委員会が選考する。結果は応募者に直接通知するとともに,会報 に助成者名を掲載する。

- ・助成者は研究終了後1ヶ月以内に、領収書の電子複写物を研究委員会に提出すること。
- ・助成者は 2. 応募条件の e.に示された要件を満たした時点で, すみやかに研究委員会に報告すること。 もし要件を満たせない事情が生じた場合, 各応募条件の要件となる締切期日の 1 ケ月前までに研究委 員会に連絡すること。その際は, 然るべき措置を講じる。

#### 4. 応募方法

学会ウェブサイトから研究助成公募申請フォーム(2015年4月上旬に掲載予定)にアクセスの上, お申し込みください。申請に必要な応募項目は以下の10項目を予定しています。

- (1) 提出日
- (2) 研究代表者の情報

氏名

ふりがな

所属

会員種別

E-mail

(3) 研究分担者の情報

氏名

ふりがな

所属

役割分担

※共同研究の場合のみ、研究代表者以外の研究分担者全員を記入してください。役割分担については、研究の実施計画に対する分担事項等を具体的に記入してください。

#### (4) 研究題目

(5) 申請金額(円) ※上限 30 万円

内訳(円)

資料購入費・機器購入費・印刷複写費・旅費・消耗品費・謝金・その他の各金額を示してください。研究計画と経費の整合性を明らかにしてください。

(6) 研究の目的(700字程度)

この研究助成を希望することによって、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入してください。

(7) 研究の意義 (500 字程度)

この研究の学術的な特色・独創性および期待される成果等について,具体的に記入してください。

(8) 研究の実施計画(800字程度)

研究目的を達成するための計画・方法について, ①これまでの準備状況②本研究助成金との関連性, の二点を含めて具体的に記入してください。研究目的との整合性を明らかにしてください。

- (9) 研究成果の発表時期と方法(200字程度)
  - 2. 応募条件 e.のいずれを予定しているか具体的に記入してください。
- (10) 特記事項 (200 字程度)

例えば「大学院生であるため科研費の応募資格がない」等,この助成が必要な特別の事情などが あれば,記入してください。

#### 5. 応募締切

2015年5月6日(水)24時必着

### 2014 年度特別会計の取扱変更に関する説明

標記の件に関して、会員のみなさまにご理解たまわりたく、ここに経緯を含めて説明いたします。

2014 年度特別会計は,2011 年度から2013 年度までの図書館情報学検定試験特別会計の繰越金を運用し、図書館情報学教育に資する事業を行うことを趣旨として、設けました。今期の理事会においては、この趣旨に基づく同会計の運用については了解がなされております。ただし、2013 年度図書館情報学検定試験の実施における情報科学技術協会(INFOSTA)への委託に関する経費が、同会計から支出されていないにもかかわらず、同試験の受験料収入があることに対する疑義が示されました。

常任理事会では、前期の会長(及び、科学研究費による研究の研究代表者)である根本彰氏に事情を確認し、状況を整理した内容を、「2013 年度図書館情報学検定試験の実施における情報科学技術協会 (INFOSTA) への委託に関する追加説明」として、『会報』No.155 に示しました。その上で、前期の理事会・常任理事会において、図書館情報学検定試験特別会計の運用が、審議・報告されていなかった問題について、さらに精査を続けました。

とりわけ、図書館情報学検定試験を実施して得られた受験料が、本学会の同試験特別会計の収入となっているという、図書館情報学検定試験特別会計の運用そのものが、科学研究費補助金のあり方と照らして齟齬がなかったかどうかに焦点を合わせて、慎重に協議を重ねました。その結果、次のような認識をする必要があるとの判断に至りました。

・ 図書館情報学検定試験の受験料は図書館情報学検定試験の実施のための経費に充当すべきである。

・ 科学研究費補助金の性格を考慮した場合,同補助金からの支出は,図書館情報学検定試験の実施を「補助」するためのものとして,使用すべきである。

この認識に基づくならば、科学研究費補助金を活用する場合は、図書館情報学検定試験特別会計では、受験料の全額を収入として受け取るのではなく、同特別会計の支出額に相当する金額のみ、受験料から収入を得るのが妥当となります。言い換えれば、2011 年度から 2013 年度までの図書館情報学特別会計では、本来収入とすべきではない超過額を収入として計上してきたことになります。

常任理事会では、この判断に基づき、第3回理事会(2014年11月30日)に下記の提案を行い、承認を得ました。

- (1) 2011 年度から 2013 年度の図書館情報学特別会計において、超過して入金された額(利息を含む) の合計を、研究代表者である根本氏を通して、科学研究費補助金を管理する東京大学に返納する ことを申し出る。
- (2) 『会報』No.155 に掲載した追加説明の一部を撤回し、経緯を説明する記事を、『会報』No.156 に掲載する。また、臨時総会で、概要を報告する。
- (3) 2014 年度事業計画に記した「図書館情報学教育に資する事業の実施」の見直しを今後行う。 返納を予定している金額は、以下の通りとなります。

2011年度図書館情報学検定試験特別会計決算(単位:円)

利息

支出の部 ちらし作成費

広告掲載費

予備費

収入の部	検定試験受験料	624,000	
	利息	36	
支出の部	交通費	35,000	
	ちらし作成費	99,140	
	広告掲載費	70,140	
	予備費	11,190	(振込手数料,バッジ代)
差し引きの	の返納額	408,566	
2012 年度図	書館情報学検定試験	食特別会計決	算
収入の部	検定試験受験料	813,000	
	利息	116	
支出の部	ちらし作成費	120,990	
	広告掲載費	68,250	
	バッジ代	13,100	
	予備費	1,575	(振込手数料)
差し引き	の返納額	609,201	
2013 年度図	書館情報学検定試験	食特別会計決	算
収入の部	検定試験受験料	553,000	
	~		

210

140,061

68,250

840 (振込手数料)

差し引きの返納額	344,059	
3 か年の合計の返納額	1,361,826	

返納の申し出は、2014年12月1日付けで、趣旨を記した文書を根本氏宛に送りました。これに対し、東京大学として返納を受け付けるとの連絡が、根本氏を通して2015年2月4日にありましたので、年度内に返納処理を完了できる見込みです。

なお、『会報』No.155 に掲載した追加説明の「3. 今後について」では、「前年度から引き継ぎ、名称を変更した特別会計は、図書館情報学検定試験の目的を踏まえ、図書館情報学教育に資する事業を展開するべく計画を策定し、実施の準備を進めています。前期までの図書館情報学検定試験特別会計における収入と支出の入り組んだ関係に関しては、今年度以降、図書館情報学教育事業に特別会計を当てることで、是正されると考えています。」と記しましたが、これを撤回いたします。情報の精査が浅かった段階で、こうした説明をしたことに関して、会員のみなさまにお詫び申し上げます。 (常任理事会)

## 会計処理特別委員会の最終報告

2014年11月13日

日本図書館情報学会 会長 小田光宏殿

> 会計処理特別委員会 委員長 上田修一

#### 日本図書館情報学会会計処理特別委員会報告書

2014 年 4 月に設置された会計処理特別委員会は、上田修一、永田治樹、戸田愼一、汐﨑順子の 4 名から構成されている。会計上で生じた問題についての報告と提案は 2014 年 5 月 18 日開催の理事会と 6 月の通信総会で報告し\*、承認されている。

\*「会計処理特別委員会からの報告と理事会への提案」(『日本図書館情報学会会報』, No.154, p.2-5, 2014.06)

引き続きこの件の経緯、問題点に関する調査を行い、再発を防止するための提言をまとめた。 なお、検討と調査の経緯は、資料1 (会報では省略) に示した。

#### 1 問題の経緯

2014 年 3 月に行われた,2011-2013 年度常任理事会(「前常任理事会」とする)から2014-2016 年度常任理事会(「現常任理事会」とする)への業務引き継ぎの場で,前常任理事会による2013 年度の決算資料の引き渡しがなされなかった。そのため,現常任理事会が遡って会計書類を調査した結果,2012 年度の決算報告に過誤があったことが明らかになった。これについて,2014 年度理事会と通信総会で説明がなされ,2012 年度の決算報告を修正するに至った。2011-2013 年度会長(「前会長」と

する)は、2014年5月18日開催の理事会と6月の通信総会で、この件について謝罪した。

#### 2 問題点

会計処理特別委員会では、前常任理事会の会長、副会長、常任理事 5 名、事務局長、監事 2 名の計 10 名について、この問題についての聞き取り調査を行った。聞き取り調査の記録は資料 2 (第 3 回理事会回覧資料につき省略) として付した。

明らかになった問題点として

- 1 事務局運営
- 2 常任理事会の運営
- 3 会計監査
- の三点がある。

#### 1) 事務局運営

日本図書館情報学会のような中小規模で、運営を支援する背景組織のない学会の場合、事務局は通常、 事務局担当者の所属する大学等に置かれ、担当者の交替により移動を余儀なくされる。事務局には必要 な人員を雇用できるが、事務局長はボランティアであることが一般的である。

近年では学会運営に当たる会員の本務が多忙となり、学会活動に十分な時間を割くことが困難になってきている。一方、会員数の増加だけでなく、学会運営の透明化や説明責任がこれまで以上に求められるようになってきており、従来よりも事務局業務が増大、複雑化しているものと考えられる。

こうした状況の中で、学会の運営を円滑に行うには、事務局長に適切な人材を充てるとともに、事務 局の業務を軽減化する必要があることが、かねてから指摘されてきた。

日本図書館情報学会では事務局機能の一部を担当するため、2002 年度から総務委員会を置いている。 前常任理事会は新たに事務局次長を置いた。さらに、会員管理や会費徴収などの業務を外部委託した。 総務委員会は、ウェブページの更新など限られた一部の業務を行うのみで、事務局業務の全体の負担

軽減にはつながってはいなかった。新設の事務局次長も事務局業務に直接かかわることはなかった。

外部委託の導入は長年の懸案事項であったが、委託先の選定、移行作業に伴う余分な負担への懸念から、これまでは実行に移されなかった。前常任理事会は、事務局長の提案により 2012 年度に会員管理や会費徴収の外部委託を決め、外部委託先の選定、契約、移行作業を行った。しかし、これらの作業が長引いたため会費徴収は年度末となり、さらに、この年度の決算報告に過誤が生じる等の問題が生じた。

事務局の行う業務は、全般的に停滞する傾向があった。他の常任理事から交通費等の支払いの遅れ、電子メールによる問い合わせや依頼への回答がなかった、などの指摘があった。また、入会審査が順調に行われていなかった。そして、任期中に次第に問題が滞積していったとみられる。一方では、事務局次長制度、未払い金処理、外部委託などの新しく導入した態勢は、いずれも、結果からみて当初想定した効果を上げたとはいえない。

前事務局長は、こうした業務の滞りがあったことを認めている。

#### 2) 常任理事会の運営

前常任理事会の常任理事(会長指名常任理事を含む)8名は、連続して務める2名、常任理事経験者1名、常任理事未経験者5名から構成されていた。多くの会員が役員を経験することができるように、連続して2期を超えて会長、副会長、常任理事となることができない(日本図書館情報学会規約第8条8項)と定めて以来、このように大幅な役員入替は、過去に何回か起きている。

前常任理事会では、常任理事未経験者が、事務局長、研究委員長、編集委員長に就くことになり、引き継ぎが行われた。継続して就任した委員会委員がいた、研究委員会、編集委員会は、引き続きそれぞれの業務を行った。しかし、事務局については、業務引き継ぎがなされ、アルバイト要員の継続はあったものの、事務局の運営を遂行する事務局長を支える態勢は十分ではなかった。

さらに、常任理事間のコミュニケーションが円滑に行われていなかった例がみられる。今後の学会運営に大きな影響を与えるはずの未払い金処理や外部委託の導入については前常任理事会の中で十分に討議された形跡は乏しい。各常任理事は、それぞれが担当する委員会に専念する傾向があり、常任理事会全体で学会の状況についての認識を共有するには至らなかった。

2013 年度後半には毎月の入会審査が滞っていたが、そのことに誰も気付かないまま、引き継ぎを迎えている。入会審査は常任理事会にとって重要な業務であるという共通認識を常任理事間で欠いていた。 前会長は、常任理事会の運営に問題があったことを認めている。

#### 3) 会計監査

会計監査は、従来から、事務局が適切な予算執行、帳簿・証拠書類管理を行っていることを暗黙の前提として、かなり形式的なものにとどまっていた。さらに歴代監事のあいだで具体的な業務引き継ぎが行われておらず、新たに就任した監事は職務を十分に理解していなかった。

2013 年に行われた 2012 年度決算を対象とした会計監査は、理事会が開催される直前に短い時間内で実施された。また、事務局からの説明に多くの時間が費やされ、決算報告と信憑書類の突き合わせは行われていない。

会計監査に関して,監事の間で引き継ぎがなかったことに加え,監事に十分な時間的余裕が与えられていなかったことが問題点として指摘できる。

#### 3 再発防止の提言

#### 1) 事務局運営

- (1) 事務局担当者の業務を軽減するためには、事務局業務の外部委託は必須である。現在、既に会員管理の委託が行われているが、委託先の評価を行うとともに、事務局業務のさらなる外部委託の可能性を検討する。
- (2) 事務局長が職務を遂行できずに事務局業務が機能不全に陥った2013 年度末のような事態を回避するため、事務局体制を実質的に強化する。現在の事務局業務を分析し、職務を総務委員会および事務局次長に配分して事務局長の負担を軽減するとともに、組織的業務としての運用を図る。特に事務局次長は事務局長の職務を代行できるよう、日頃より必要な業務を把握する。
- (3) 事務局担当者は、年度中の然るべき時期に、予算の執行状況について常任理事会に中間報告を行う。 常任理事会はこの報告に基づき、執行状況の適切さ、今後の運営の見通しを確認する。
- (4) 全常任理事は事務局業務の活動に関心を払い、問題があると判断したときは直ちに対応を検討する。
- (5) 事務局担当者が交代する場合は、的確な業務引き継ぎ作業を行う。

#### 2) 常任理事会の運営

(1) 任期の開始当初に、会長、副会長、また常任理事経験者を中心に、新しく選任された常任理事に対し、常任理事の役割、事務局と各委員会の業務などを説明し、常任理事会内でのコンセンサスを作り上げる。

- (2) 規約では事務局や各委員会に専決事項は定められていない。決定を要する事項は全て常任理事会に 提案し、常任理事会で検討する。
- (3) 常任理事会を開催せず、メーリングリストで代用することには大きな利点があるが、実際の会合を 行って、常任理事が顔を合わせる機会を増やすことも必要である。また、メーリングリストの記録 は事務局で保管する。
- (4) 入会審査や日程調整など電子メールで承認や決定を行う場合には、承認や決定にいたる手順を定める。
- (5) 常任理事会の議事,決定事項の記録を作成して,理事会で公開し,事務局で保管する。

#### 3) 会計監査

- (1) 監事は、帳簿・証拠書類の点検と事業計画との整合性の確認を行う。そのための作業マニュアルを 作成する。
- (2) 会計監査にあたっては、十分な時間を確保して行う。
- (3) 監査において問題を認めた時、監事はその旨を常任理事会に対して報告する。

#### 4) 任期最終年度の事業報告, 決算報告

従来,常任理事会が交代する際に,最終年度の事業報告,決算報告作成は当該期間の常任理事会が行うが,任期が 3 月に終了するために,会計監査は,次期事務局長が担当している。しかし,会計監査は,当該期間の常任理事会による事業報告の説明をもとに行うのが本来であるため,当該期間の常任理事会が説明責任を負う。

### 前期入退会処理への対応

### 1 問題発覚の経緯

前期会計処理の精査において,会費を払っているが会員登録のない学生の存在が判明しました。また, 別の学生から会員のはずなのに会費請求もなく機関誌も受け取っていないとの連絡があり,入会審査全 般に疑義が生じたため,入退会処理に関して調査を開始しました。

精査した資料は、①前期常任理事会における入会審査、退会に関連する全メール、②会報の会員異動、 ③春季研究集会、研究大会の発表者、④学会事務局のメールアドレス(Office ®)で受送信したメール から入会、退会、会員情報変更について書かれたメールです。ある程度調査を進めた段階で、11月16 日(日)に前事務局長の野末俊比古氏に対する聞き取り調査を行い、状況の確認を行いました。

#### 2 入会審査漏れならびに会員登録漏れ

2011年6月~2012年6月の期間において、正会員2名、学生会員3名、1団体会員からなされた入会申込に対して、4件は入会審査がなされず、2件については審査は行われましたが会員として登録されていなかったことが判明しました。機関誌、会報が送られておらず、会費請求もされていませんでした

このうち 3 名は、会員審査がなされないまま 2012 年度の春季研究集会において研究発表を行い、会員として参加していました。さらにそのうちの 1 名は、2012 年度の研究助成も受けていました。研究発表者の会員資格に関しては、2012 年度春季研究集会の発表申込以降、発表申込み時点では入会申請中

と書けば発表申込みを受け付けるという取り決めがなされており、事務局も研究委員会も入会申請をした人は当然入会審査がなされるはずと考え、発表者の会員資格を明示的に確認する手続きをとってきませんでした。

#### 3 入会審査の問題点

#### 1) 入会審査の遅れ

前期は入会審査が定期的になされず、頻度も決して高くありませんでした。2011 年度は 4 回, 2012 年度は 4, 5ヶ月に 1 回となり、2013 年度は 7 月と 9 月の 2 回しかなされておらず、そのまま 2014 年 3 月に、今期常任理事会との引き継ぎに入りました。また入会申込みのメール(手紙)に対して、受け取ったことの連絡は行わないという方針であったため、数ヶ月何の連絡も無いまま放置されていた場合も存在しました。多くの入会希望者が複数回メールを出して、入会審査がどうなっているのかの状況を確認しており、推薦者となった会員からの問い合わせもなされていました。

引き継ぎ後の2014年3月22日になってから、入会審査がなされていないにもかかわらず、委託先の大学生協が会員登録の手続きをしていたことがわかり、急遽遡って前期常任理事会で入会審査を行いました。その数は17人、1団体です。委託先からは2013年10月、12月、2014年2月に入会申請者リストが事務局に送られていましたが、審査にはかかりませんでした。委託先の担当者は、2013年10月に前事務局長から電話で指示があり、委託先から事務局にリストを送って1週間程度経過して何も連絡が無ければ、そのまま入会手続きを進めてかまわないという連絡を受けたと述べています。一方、前事務局長はリストは受け取っていましたが、その後の対応に関して特に指示をした記憶はないとのことでした。

#### 2)入会審査のやり方

常任理事会によって入会審査を行うことは学会の規約第6条に明記されており、さらに常任理事会の 運営に関する内規の9.入会審査においても、事務局が必要事項(氏名、所属、推薦者、会員種別)をメ ールで連絡し、「常任理事は1週間以内に承認の可否をメールで必ず回答する」となっています。

しかし、前期常任理事会では、入会審査にあたって、事務局長が提示したリストに対して、全常任理 事が承認するのではなく、事務局長が指定した時期までに反対の表明をしない限り、承認として扱うと いう手続きを行っていました。指定時期はまちまちでしたが、1週間ときには3日ということもありま した。

このような承認のやり方は、2011年度の5月、7月の入会審査において、常任理事からの承認のメールに時間がかかり、処理が滞ったため、前会長と前事務局長との相談の結果取られたものです。入会審査の重要性に関して、前会長は2011年度の最初の段階で明示的に主張していましたが、常任理事会でその意識が共有されないまま、上記のような事態にいたった結果、入会審査の重要性への意識を下げることにつながったと考えられます。入会希望者がいない場合、「いない」という連絡が前事務局長から示されなかったため、長期にわたり入会審査がなくても、前常任理事の多くは、入会希望者がいなかったと受けとめていました。

審査漏れではないが、入会審査に当たり問題があった手続きとしては、会員種別が明記されないまま 審査にかけられた会員が 20 名、審査が 2 回重複してなされた会員が 5 名いました。また、入会審査は され、登録もされていますが、入会申込書が事務局に保管されていない会員が 7 名います。

#### 3)会報への掲載

審査後,本来なら会報に掲載されますが,入会退会の掲載があったのは2012年10月が最後であり, その後に審査が終了した50人と1団体は,会報に掲載されていません。逆に,会報に2度掲載された 会員が18名いました(会報 No.145と No.147)。

なお、2014年度になってからの新入会者に関しては会報に掲載してきましたが、それ以外の情報の掲載に関しては、前期における入退会の全貌が把握できてから行う方が適切と判断し、これまで会報への掲載を見送ってきました。

前期3年間で入会申請した会員、団体は延べ120件であり、ここまで述べてきた何らかの問題のある手続きが、非常に高い割合で生じていたといえます。

#### 4 退会について

#### 1) 従来の手続き:自主的な退会と強制退会

自主的な退会者に関する手続きは従来からも明示的には決まっていませんでした。規約においても届けが必要との記載しかなく、内規にも記載がありません。ただし、年1回常任理事会に報告し、会報に掲載するというやり方が事務局マニュアルには記載されており、慣習的にその手続きがなされてきました。さらに会費を3年納入しなかった会員に対しては、常任理事会への報告とともに、その年度末で会員資格停止の処分(機関誌、会報の発送停止など)がなされてきました。

#### 2) 前期の退会手続き状況

前期においてもほぼ従来通りの手続きで行うことが、2011 年度 5 月の常任理事会メールで確認されるとともに、6 月の常任理事会メールにおいて、前々期最終年 2010 年度での退会者(会員資格停止処分者 1 名含む)が報告され、会報に掲載されました。しかし、その後ご逝去の会員に関する情報以外の退会の報告はなされず、会員資格停止処分は前期においては 1 度もなされませんでした。

#### 3) 委託先との取り決め

2013年度から大学生協に事務局業務の一部を委託するため、2013年3月に会員情報を委託先に渡した際に、それまでに受け付けた退会届けに関しては、退会者として手続きしたと考えられます。しかし、会員資格停止処分をしていなかったために、委託先に会員情報を渡した時点で、2008年度もしくは2009年度から会費を4年未納している会員が存在してしまうことになりました。そこで、3年未納の会員の会員資格停止処分の代わりに、2009年度(以前)の会費を請求しないという取り決めが、前事務局長と委託先との間でなされました。

今期への引き継ぎ(2014年3月15日)時点での2009年度(以前)の会費未納者は12名(全員正会員)です。このうち2名は退会(1名は未納分の会費の一部は未納のまま),その後現在まで未納が続いている会員が7名,残り3名はその後時期はまちまちですが会費を納めており,現在は会費の一部を免除された形で「未納なし」となっています。

3 年会費未納者を会員資格停止処分にすることなく、委託先に会員管理を引き継ぐに当たって、学会が請求を放棄することで、今後の請求業務を簡潔にしようとしたのではないかと推測されます。このことに関しては、常任理事会、理事会への報告はなされませんでした。結果として、特定の会員に関してのみ、特別の理由なく会費の一部を免除するという措置がとられたことになりました。

#### 5 対応について

前期入退会処理に関して、以上のような問題があったことは遺憾なことであり、ご迷惑をおかけした 会員の方々にはお詫びいたします。まずは入会、退会に関して以下のような措置をとることを第3回理 事会に提案し、承認されました。

#### 1)入会に関連して

前期の入会に関連して審査漏れ、登録漏れとなった方々には以下の措置をとります。

- ①事情の説明と謝罪
- ②会員となることを希望された場合は、過去に申し出のあった年度での入会を認める
- ③入会年度以降に刊行された機関誌を送付する
- ④入会年度から 2013 年度までの会費は請求しない (2014 年度の会費から請求する)

連絡がつかない場合、返信がない場合に関しては、申し出のあった年度からの会員とし、2014年度からの会費未納の扱いとします。

#### 2) 退会に関連して

前期において会費未納者について一貫した手続きがとられておらず、会員情報の変更に関してもきちっとした処理がおこなわれていたかにも疑問が残りますが、今期常任理事会でこれ以上の詳細を明らかにすることは困難であるため、2011年度以前の会費に関しては請求を放棄します。つまり、今期2014年度までの3年間(2012~2014)に関して会費が未納である会員に関して、2014年度末において会員資格停止処分を行うこととします。住所不明者以外には会員資格停止処分となった通知を行います。2014年度末に退会になった後で、再入会を希望する場合には、3年未納分の会費を納めることを条件に入会審査を行います。

#### 6 再発防止に向けて

#### 1)入会審査について

入会に関しては、入会申込みを毎月 20 日締めとし、月末までに審査を行い、結果を通知します。入会承認書を新規に作成しましたが、入会審査終了後 2 週間以内に委託先から送付してもらいます。研究発表 (および学会誌への投稿) の申込みは会員にしか認めません。従って、研究発表を行いたい場合には、発表申込締切前に入会が認められている必要があります。以上の手続きに関しては会報 (No.154)で明文化し、既に運用しています。

入会審査,会報掲載の流れをルーティンワークとするため,事務局長は必ず毎月 20 日締めでの申請者リストを委託先からもらい,入会申請者が 0 人でも常任理事会に諮ります。会報では,毎月の審査状況がわかる形で入会者を記載します。

研究委員会,編集委員会は発表申込者,論文投稿者の会員資格の確認の手続きを内規として明文化し, 確実に実施できる体制を強化します。

#### 2) 退会について

自主的退会については、年1回ないし2回まとめてリストを提示してもらい、事務局長が常任理事会に報告し、年1回会報に掲載します。

会費を3年未納となった会員については、当該年度末(3月)をもって、会員資格停止処分とします。 未納分の会費は請求せず、会員資格停止処分とした旨の通知を送付します(住所不明者以外)。再入会を 希望する場合は、未納分の会費を納めることを条件とするなど、従来の慣習を踏襲します。会員資格停 止処分の手続きに関しては、今後、各年度初頭に発行する会報に記載します。

#### 3) ウェブでの入会申請,会員情報変更手続きの検討

委託先からは、別途料金がかかるものの、入会申請、会員情報変更の手続きをウェブから行うシステムへの移行の提案を受けています。現在、詳細を確認し、メリットと課題を検討しています。(常任理事会)

## わかる!図書館情報学シリーズの創刊

研究委員会では、「シリーズ・図書館情報学のフロンティア」を刊行してまいりましたが、このシリーズは第 10 巻(『図書館・博物館・文書館の連携』)にて完結することになりました。執筆・編集等にご協力いただいた会員のみなさまに深く感謝申し上げます。

その後、後継シリーズとして「わかる!図書館情報学シリーズ」の企画および出版準備を研究委員会にて進めてきましたが、2014年11月に、第1巻『電子書籍と電子ジャーナル』(日本図書館情報学会研究委員会編、勉誠出版)を刊行することができました。目次は以下のとおりです。

#### 第1部 電子書籍

第1章:電子書籍とはなにか 第2章:メディアとしての電子書籍 第3章:電子書籍の技術 第4章:公共図書館における電子書籍サービスの動向 第5章:大学図書館における電子書籍サービスの動向

#### 第2部 電子ジャーナル

第6章:学術コミュニケーションと電子ジャーナル 第7章:大学図書館と電子ジャーナル 第8章:電子ジャーナルの利用

また来年度以降,第2巻 情報の評価とコレクション,第3巻 メタデータとウェブサービス,第4巻 図書館とメディアの歴史,第5巻 図書館の経営と評価を考える(いずれもタイトルは仮題)の刊行が 予定されています。なお本シリーズは電子書籍でも販売されています。

この新シリーズでは、図書館情報学をより一般的に広めることを目的として、前シリーズよりも、1 冊あたりの分量を減らしてコンパクトな大きさとし、内容についても、なるべく平易な解説に努めることにいたしました。読者層としては、大学生や図書館で働く方々、さらには図書館情報学とは直接関係のない一般の人々をも想定しており、いわば「啓蒙的シリーズ」との位置づけになっています。ご関心があれば、勉誠出版のウェブサイト(http://bensei.jp/)をご覧ください。今後の本シリーズの刊行・普及に会員のみなさまのご協力を賜れば幸いです。 (研究委員会)

## 今後3年間の春季研究集会と研究大会の会場校のお知らせ

#### <2015年度>

- ・春季研究集会:京都ノートルダム女子大学(京都府)2015年5月30日(土)
- 第63回研究大会:学習院女子大学(東京都)2015年10月17日(土),18日(日)

#### <2016年度>

- · 春季研究集会: 白百合女子大学(東京都)
- ・第64回研究大会:天理大学(奈良県)

#### <2017年度>

- · 春季研究集会: 専修大学(東京都・神奈川県)
- •第65回研究大会: 椙山女学園大学(愛知県)
- ※2015年2月現在の情報です。

### 報告事項

#### 役員補充

野末俊比古氏(青山学院大学)が、理事を 2015 年 1 月 25 日付で辞任しました。これに伴い、日本図書館情報学会規約第 10 条および日本図書館情報学会選挙管理運営委員会規程第 4 条 2 に基づき、繰り上げによる役員の補充をすることを常任理事会で決定し、選挙管理運営委員会に実務を委ねました。その結果、役員選挙における次点の薬袋秀樹氏(筑波大学)が繰り上げ当選となり、理事に就任しました。なお、理事の任期は、残存期間である 2016 年度末までとなります。

#### 委員補充

須賀千絵氏(慶應義塾大学)が新たに研究委員会委員となりました。

## 役員会等の記録

### 2014年度第3回理事会(議事抄録)

日時:2014年11月30日(日)12:00~13:40

場所:梅花女子大学山草館 F 棟 203 教室

出席者(敬称略):小田, 倉田, 安形, 石田, 松林, 三浦, 吉田, 池谷, 糸賀, 植松, 大谷, 岸田, 古賀, 酒井, 須永, 田窪, 呑海, 青柳(記録)

欠席者(敬称略):影浦,齋藤,竹内,野末(以上,議決委任)

列席者(敬称略):三輪(監事),渡辺(監事),上田(会計処理特別委員会委員長),根本(前期会長), 志保田(臨時総会議長候補者)

#### 議事内容:

<報告事項>

1. 各委員会からの報告

吉田研究委員長,三浦編集委員長,青柳総務委員長より,今年度の活動状況に関する報告がなされた。

- 2. 国立国会図書館の調査研究事業への協力の活動 松林担当常任理事より、経過と今後の予定に関する報告がなされた。
- 3. 2014 年度 11 月期までの入会者 青柳事務局長より、報告がなされた。
- 4. 2014 年度の会員・会費, 会計状況 青柳事務局長より, 報告がなされた。
- 5. 2015 年度~2017 年度の春季研究集会・研究大会開催校 吉田研究委員長より、報告がなされた。

#### <協議事項>

1. 学会賞等の選考結果

倉田学会賞選考委員会委員長より、学会賞、論文賞、奨励賞の選考結果と選考理由の報告があり、こ

れを承認した。

2. 学会活動貢献賞

青柳総務委員長より、今年度は該当なしとの結果が報告され、これを承認した。

3. 会計処理特別委員会からの最終報告・提言

会計処理特別委員会から提出された最終報告・提言に基づき、小田会長より、再発防止の提言に対する常任理事会としての対応の状況に関する説明があり、また、上田委員長より、補足説明がなされた。 審議の後、対応策を了承するとともに、今後は、理事会としても会計監査・事業監査に対して責任ある対応を行うことを決定した。その上で、任務終了につき、2014年12月1日付で、会計処理特別委員会を解散することを了承した。

4. 特別会計の取扱の変更

特別会計の取扱変更に関して、小田会長から下記の提案がなされた。

- ・前期の特別会計に超過入金された1,361,826円を,科研費を管理する東京大学に返納を申し出る。
- ・『会報』No.155 に掲載した追加説明の内容を一部撤回し、本件の経緯を説明する記事を掲載する。 また、臨時総会での概要報告を行う。
- ・2014 年度の「図書館情報学教育に資する事業計画」の見直しを行う。 また、根本前期会長より、補足説明がなされ、審議の後、提案を承認した。
- 5. 前期入退会処理への対応

倉田副会長より,前期において入会審査漏れと会員登録漏れがあったこと,会費未納による会員資格 停止処分の取り決めが不明瞭であったことが報告され,下記の提案がなされた。

- ・対応策として、入会審査・登録漏れについては、①事情の説明と謝罪、②過去に申し出のあった年度から入会を認める、③入会年度以降の機関誌の送付、④会費は 2014 年度から請求し、それ以前の分は請求しない。
- ・会費未納による会員資格停止処分については、一貫した手続きが取られていなかったため、2011年度以前の会費請求を放棄し、2012年度から2014年度までの会費未納者を2014年度末に会員資格停止処分とする。

これらに関して審議の後、提案を承認した。

6. 常任理事会・理事会議事録の取り扱い

小田会長より,常任理事会議事録の理事会公開,理事会議事抄録の『会報』への掲載,ならびに常任 理事会開催記録の『会報』への掲載について説明と提案があり,これを承認した。また,小田会長より,学会運営の透明性の観点から,議事録と合わせて,覚書等の公的な文書も積極的に理事会に示していくことが伝えられた。

- 7. 理事会メーリングリストを活用した理事会議事録の承認手続 小田会長より、これに関する説明と提案があり、これを承認した。
- 8. 臨時総会議題

小田会長より、これに関する説明と提案があり、これを承認した。

#### 2014年度臨時総会(開催記録)

日時:2014年11月30日(日)13:40~14:25

場所:梅花女子大学山草館 F 棟 701 教室

議事内容:

1. 開会宣言・式次第

- 2. 会長挨拶
- 3. 議長選出
- 4. 議長挨拶
- 5. 議事
  - 1) 定例総会の投票結果
  - 2) 各委員会からの報告
  - 3) 国立国会図書館の調査研究事業への協力
  - 4) 2015-2017 年度春季研究集会・研究大会開催校
  - 5) 会計処理特別委員会からの報告・提言
  - 6) 前期入退会処理への対応
  - 7) 特別会計の取扱の変更
  - 8) 規程の点検整備
  - 9) 学会運営の透明性に向けた対応
  - 10) 質疑応答
- 6. 議長解任·挨拶

#### 2014年度第1回~第4回常任理事会(開催記録)

#### (第1回)

日時:2014年5月2日(金)14:00~15:00,16:15~19:50

場所:明治大学資格課程共同実習室2

出席者:小田, 倉田, 吉田, 安形, 石田, 三浦, 青柳

欠席者:野末 議事内容:

- 1. 2013 年度会計処理
- 2. 監事の辞任と欠員補充
- 3. 2013 年度活動報告
- 4. 2013 年度決算報告・会計監査報告の取り扱い
- 5. 第1回理事会及び第2回理事会の議題整理
- 6. 2014年度活動計画案
- 7. 2014年度予算案

#### (第2回)

日時: 2014年7月25日(金)18:00~22:10

場所:明治大学司書課程·司書教諭課程室

出席者:小田, 倉田, 吉田, 安形, 松林, 三浦, 石田 (Skype 参加), 青柳

欠席者:なし

議事内容:

## 1. 議事録について

- 2. 第2回理事会にかかる糸賀氏への回答書
- 3. 定例(通信)総会
- 4. 研究集会・研究大会関係の報告・協議

- 5. 各委員会・特命事項に関係する報告・協議
- 6. 規約・規程・内規の整備

#### (第3回)

日時:2014年11月13日(木)18:00~20:30

場所:明治大学資格課程 共同実習室 2

出席者:小田, 倉田, 吉田, 安形, 松林, 三浦, 石田, 青柳

欠席者:なし

#### 議事内容:

- 1. 第3回理事会の議題整理
- 2. 会計処理特別委員会の提言に基づく対応策
- 3. 入会審査への対応策
- 4. 特別会計の取り扱いへの対応策
- 5. 規約改正
- 6. 臨時総会議題の整理
- 7. その他

#### (第4回)

日時: 2014年11月24日(月)14:00~20:20

場所:明治大学資格課程 共同実習室 2

出席者:小田, 倉田, 吉田, 安形, 松林, 三浦, 石田, 青柳

欠席者:なし 列席者:根本

#### 議事内容:

- 1. 特別会計の取り扱いへの対応策
- 2. 入会審査への対応策
- 3. 会費未納者への対応
- 4. 規約改正
- 5. 第3回理事会の議題の確定
- 6. 臨時総会議題の確定
- 7. その他

## 委員会・事務局より

#### 『日本図書館情報学会誌』投稿募集

『日本図書館情報学会誌』の投稿先は以下のとおりです。投稿は随時,受け付けています。投稿に際しては「投稿規程」と「執筆要綱」をご参照ください。 (編集委員会)

- ・投稿先:日本図書館情報学会編集委員会(journal@jslis.jp)
- ·『日本図書館情報学会誌』投稿規程 2013 年 8 月 31 日改訂 http://www.jslis.jp/journal/c\_reg\_130831.pdf

·『日本図書館情報学会誌』執筆要綱 2012 年 4 月 30 日改訂 http://www.jslis.jp/journal/w\_out\_120430.pdf

#### 視覚障碍者への学会誌 PDF 版の提供について

視覚障碍者の会員の方に『日本図書館情報学会誌』の PDF 版データを提供いたします。ご希望の方は、事務局 (office@jslis.jp) までメールでご連絡ください。お心当たりの方は、対象となる会員の方にお声かけいただければ幸いです。事務局より、障碍の程度をお伺いした上で、提供いたします。

(編集委員会)

#### メールマガジンについて

総務委員会ではメールマガジンを随時、発行しています。掲載・講読希望の方は、総務委員会まで電子メール (somu@jslis.jp) にてご連絡ください。 (総務委員会)

#### 2014年度の会費納入のお願い

2014年度の会費を未納の方はすみやかに納入してください。2013年度までの会費を未納の場合は、 2014年度と合わせてできるだけ早く納入してください。 (事務局)

#### 【振り込み先】

ゆうちょ銀行 口座番号=00160-5-0045759 口座名義=日本図書館情報学会 ゆうちょ銀行 019 店 口座番号=当座 0045759 口座名義=日本図書館情報学会

#### 会員情報変更・退会および会員情報管理について

住所,電話番号,所属先,メールアドレス,会員種別等の変更については、学会ウェブサイトの「会員情報変更申請書」(http://www.jslis.jp/membership\_3.html)にご記入いただき、事務局 (office@jslis.jp) までメールでお送りください。郵送の場合は(事務局業務に関する問合せ先)の住所にお送りください。

なお、退会については特に書式はありませんので、電子メールにて、退会理由を併記のうえ、事務局 (office@jslis.jp) までご連絡ください。郵送の場合は(事務局業務に関する問合せ先)の住所にお送りください。 (事務局)

## 学会受領資料

紙幅の都合により、図書のみ記載しております。

・バーバラ・B. ティレット (Tillett, Barbara B.) 著, 酒井由紀子, 鹿島みづき, 越塚美加 共 訳『RDA 資源の記述とアクセス: 理念と実践』樹村房, 2014

会員の皆さまが図書館情報学関係の著作を刊行された際には、可能であれば事務局まで1部お送りいただければ幸いです。書評対象文献の選定ならびに学会賞選考の際の参考とさせていただきます。

(事務局)